

青森県報

第十四号

令和七年
十一月十二日
(金曜日)

令和七年十二月十二日

青森県知事
宮下宗一郎

告
示
次

- あおもり米子育て応援事業企画・運営業務委託の支出に関する事務の委託

みこ
らい
課も

- | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|------------------|
| ○右 | ○農地を利用する権利の設定の裁定 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | (構造政策課) |
| … | … | … | … | … | … | … | 二 |
| (| (| (| (| (| (|) | 三 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |) | 二 |
|) |) |) |) |) |) | : | 一 |
| ： | ： | ： | ： | ： | ： | ： | |
| 五 | 五 | 五 | 四 | 三 | 三 | 二 | |

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 公 告

告示

令和七年十二月十二日

青森県知事
宮下宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
あおもり米子育て応援事業企画・運営業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県こども家庭部こどもみらい課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和七年十一月二十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
あおもり米子育て応援事業運営共同体 代表者 株式会社アール・エー・ビー
サービス
青森市佃一丁目二の一
- 六 契約金額
十億三百九十七万四千円
- 七 隨意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十二条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続
企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月二十一日

青森県知事 宮下宗一郎

令和七年十二月二十一日

青森県知事 宮下宗一郎

所 在 及 び 地 番	地 目	面積（平方メートル）
弘前市大字前坂字赤井二七七	田	九八
利 用 権 の 始 期	存 続 期 間	
令和八年四月一日	五年	

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
- 二 利用権の内容
賃借権
- 三 利用権の始期及び存続期間
- | 利 用 権 の 始 期 | 存 続 期 間 |
|-------------|---------|
| 令和八年四月一日 | 五年 |
- 四 借賃に相当する補償金の額
六千円
- 五 補償金の支払の方法
利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。
- 六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報
昭和四十九年十月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となつている。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月二十一日

青森県知事 宮下宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面積(平方メートル)
弘前市大字前坂字船山三〇の二	田	一二〇

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利 用 権 の 始 期	存 続 期 間
令和八年四月一日	一〇年

四 借賃に相当する補償金の額

九千円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

昭和三十九年九月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となつている。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月十二日

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面積(平方メートル)
弘前市大字高杉字山下三四二の一三三三	畠	二九四

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利 用 権 の 始 期	存 続 期 間
令和八年四月一日	二年

四 借賃に相当する補償金の額

四千六百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

昭和五十三年六月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となつている。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

青森県知事 宮 下 宗 一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面積(平方メートル)
田		一三一

二 利用権の内容
賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利 用 権 の 始 期	存 続 期 間
令和八年四月一日	一〇年

四 借貸に相当する補償金の額
一万六千円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報
昭和四十五年五月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となつている。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月十二日

青森県知事 宮下宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面積(平方メートル)
畠	畠	一、四三二

二 利用権の内容

農 地 の 区 分	利 用 権 の 始 期	利 用 権 の 内 容
五所川原市大字原子字紅葉一七四の一〇八	令和八年三月二〇日	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農 地 の 区 分	利 用 権 の 始 期	利 用 権 の 内 容
五所川原市大字原子字紅葉一七四の五三	令和八年三月二〇日	賃借権

四 借貸に相当する補償金の額

農 地 の 区 分	借貸に相当する補償金の額(円)
五所川原市大字原子字紅葉一七四の五三	三一八、〇〇〇

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託す

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報
ること。

四 借賃に相当する補償金の額
○円

五 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報
登記名義人は本籍地不明であり、所有者が確知できない状態となっている。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地の区分	所有者等に係る情報
葉一七四の五三 葉一七四の一〇八 葉五所川原市大字原子字紅	平成十六年六月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となつていています。

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積 (平方メートル)
南津軽郡藤崎町大字藤越字東一本木九八の四	畠	七三七

二 利用権の内容
賃借権
三 利用権の始期及び存続期間

利 用 権 の 始 期	存 続 期 間
令和八年四月一日	二〇年

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積 (平方メートル)
三戸郡南部町大字剣吉字前河原一の二四	畠	九一七

二 利用権の内容
賃借権
三 利用権の始期及び存続期間

利 用 権 の 始 期	存 続 期 間
令和八年四月一日	五年

四 借賃に相当する補償金の額
三万三千五百円
五 補償金の支払の方法
利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託す

ること。
利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

- 六 平成十六年五月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となつてゐる。
- 八 入札の公告を行つた日
令和七年九月十六日

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十二月十二日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

令和七年十二月十二日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十二月十二日

一 物品等の名称及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析計賃貸借契約 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日
令和七年十月二十八日

五 落札者の名称及び住所

みちのくリース株式会社

青森市橋本一丁目四の一〇

六 落札金額

八十二万五千円

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされてゐると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者としたものである。

- 六 落札金額
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
東京都港区芝浦一丁目二の三
- 七 落札者を決定した手続
落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされないと判断した申請書等を提出した者

八

入札の公告を行つた日
令和七年十月十七日

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間奥印刷株式会社
販売人)
東奥印刷株式会社
三丁目一
番七号

定価小口一枚二付二十一円七十銭
毎週月・水・金曜日発行